

# 障害福祉サービス

## 1. 福祉サービスの体系・利用の流れ等

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」（自立支援給付の介護給付と訓練等給付）と、市の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」、「障害児通所支援」に大別されます。

### 福祉サービスの体系

#### ①障害福祉サービス

##### ●介護給付

###### 【通所して利用】

- ・生活介護

###### 【宿泊を伴う利用】

- ・施設入所支援
- ・短期入所（ショートステイ）

###### 【自宅訪問して利用】

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護

###### 【その他】

- ・重度障害者等包括支援
- ・療養介護

##### ●訓練等給付

###### 【通所して利用】

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）

###### 【宿泊を伴う利用】

- ・共同生活援助（グループホーム）

###### 【その他】

- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

#### ②西尾市地域生活支援事業

###### 【通所して利用】

- ・日中一時支援
- ・地域活動支援センター

###### 【自宅訪問して利用】

- ・移動支援
- ・訪問入浴サービス

###### 【その他】

- ・相談支援
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣
- ・日常生活用具費給付
- ・自動車改造費助成
- ・運転免許取得費助成
- ・住宅改修費給付
- ・住宅用火災警報器設置
- ・成年後見制度利用支援

など

#### ③障害児通所支援

###### 【通所して利用】

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

###### 【自宅訪問して利用】

- ・居宅訪問型児童発達支援

###### 【その他】

- ・保育所等訪問支援

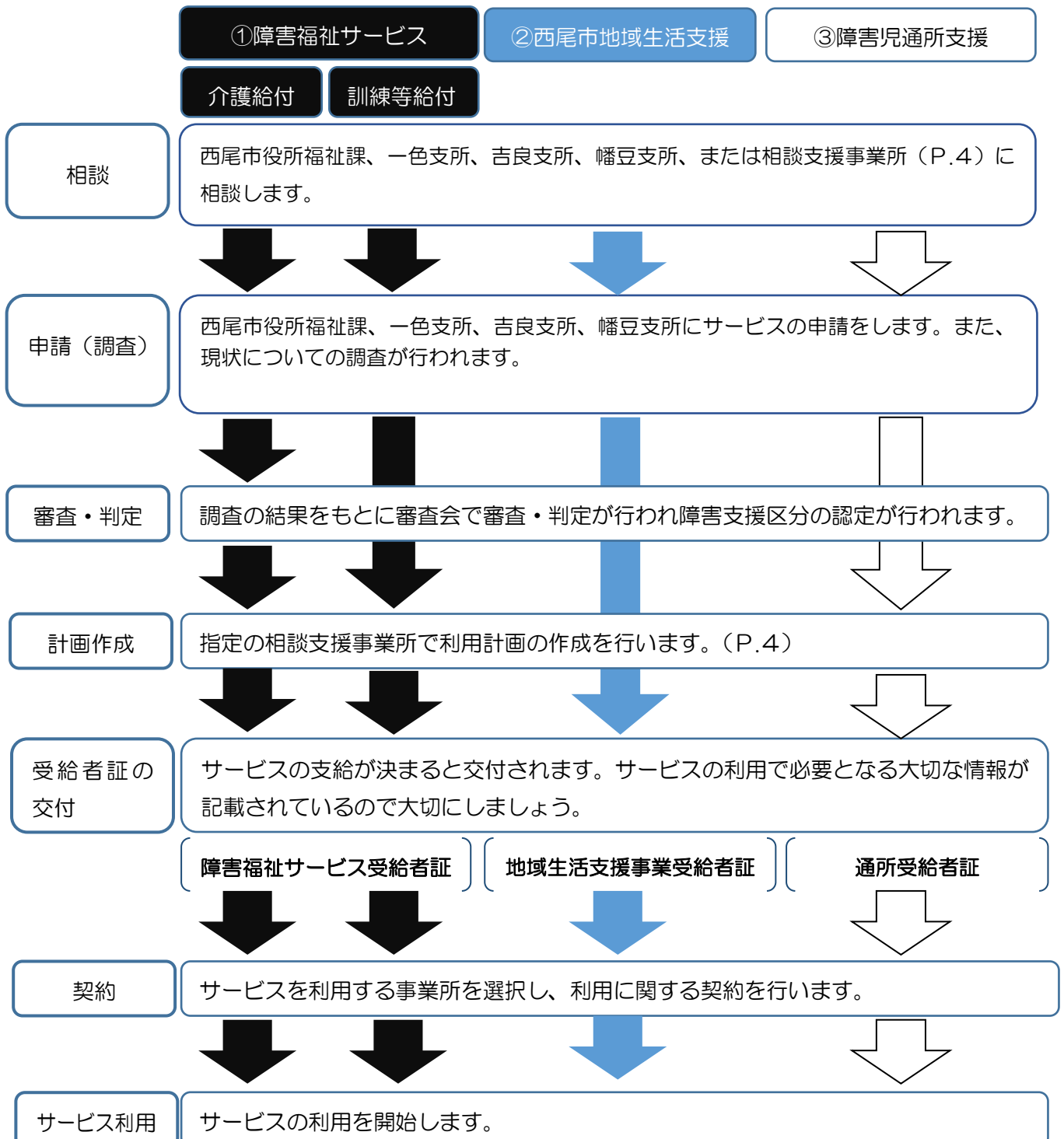
※障害福祉サービス介護給付のサービス利用には障害支援区分の認定が必要です。

障害支援区分は障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援度合を総合的に示すものです。調査を行い、非該当、区分1～6で認定を行います。

※介護保険の対象となる方は介護保険でのサービスを優先していただくことになります。

# 申請からサービス利用までの流れ

サービスを利用しようとする方は、サービスの支給決定が必要になりますので、次の表の流れに沿って手続きしてください。



問 合 先

福祉課

自立支援担当(本庁)

電話 65-2115 FAX 56-0112

## 2.福祉サービス事業所一覧

### 障害福祉サービス利用にあたって計画を作る事業所

障害福祉サービス利用のための「サービス等利用計画」や障害児通所支援利用のための「障害児支援利用計画」の作成、サービス支給決定後の連絡調整を行います。

#### 対象者

障害福祉サービス等の申請、変更申請に係る方もしくは障害のある児童の保護者

名称	所在地	電話	主たる対象者				
			身体	知的	精神	障害児	難病等
西尾市社会福祉協議会 相談支援事業所	花ノ木町2丁目1番地	56-5900	○			○	○
相談支援センターあると	菱池町平池71番地1	57-7644		○		○	
地域活動支援センターめだか工房	矢曾根町赤地62番地1	54-6775			○		
相談支援事業所ピカリコ	平口町大溝75番地	53-1220	○				
相談支援事業所おひさま	吉良町荻原理畑93番地	35-3900		○			
障害児相談支援事業所しろばら	室町中屋敷95番地	52-1850				○	

※ 主たる対象者は専門がありますので、各事業所にお問い合わせください。



# 相談支援Q & A

## Q.サービス等利用計画・障害児支援利用計画ってなに？

- ⇒サービス等利用計画は障害福祉サービスの利用をする際に必要です。
- ⇒障害児支援利用計画は障害児通所支援のサービスを利用する際に必要です。

A.計画は障害のある方の自立した生活を支え、問題の解決や適切なサービスに向けてケアマネジメントにより支援をしていくものです。このため、西尾市ではサービス等利用計画は福祉課に提出することが必要です。

## Q.どんな時に必要になるの？

A.サービスを利用する際に必要になります。新規にサービスを利用するだけでなく、サービス支給の更新時（在学中は毎年）や卒業後、サービス提供事業所と契約をする際にも必要となります。

## Q.どうやって作ればいいのか？

A.3ページの表を参考に利用したいサービスに合わせ、手続きを行ってください。計画は各相談支援事業所で作成を行います。

## Q.費用はどのくらいかかるの？

A.計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。

## Q.どれくらい前から動き出せばいいのか？

A.利用したい方の状況や各事業所の状況にもよりますが、障害福祉サービス（介護給付）を利用したい場合は3か月程度、その他のサービスを利用したい場合は1か月程度は期間を要します。サービスを利用してみたいと思われたら、早めに動き出すことをお勧めします。

## Q.相談支援事業所はどこを選べばいいのか？

A.計画相談事業所には特に担当地域というものはありません。利用者本人が自分で選ぶことができます。前ページの表を参考に検討をしてください。

# 児童のサービス

## ■児童発達支援

就学前の地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

**対象者** 身体・知的・精神に障害、または発達障害のある児童で児童相談所、医師などにより療育の必要性が認められ、通所受給者証が発行された就学前の児童

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象児		
			身 体	知 的	精 神
ほっと	菱池町平池 71 番地 1	65-6630		○	○
ファーストステップ駒場	駒場町屋敷 172 番地 2	52-5450	○	○	○
ファーストステップ楠村	楠村町孤島 2 1 番地 2	65-6350	○	○	○
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町 4 丁目 28 番地 1	57-2471		○	○
ココトモビレッジ楓校	川口町平池 1 5 番地 1 2F	57-7105		○	○
hug+U (はぐゆう)	徳次町新田 135 番地 1	56-6636	○	○	○
hug+Uすまいる	山下町東八幡山 5 1 番地 1	77-6069	○	○	○
児童発達支援センター 西尾市立白ばら園	室町中屋敷 95 番地	52-1653	○	○	○
ゴットオフライフ西尾本校	山下町泡原 4 2 番地 1	65-8587		○	○
ゴットオフライフ西尾桜木校	桜木町 3 丁目 20	65-0290		○	○
ワンライフ NISHIO	熊味町中泡原 47 番地 3 ロウタスプラザ 2 階	75-5111	○	○	○
Bellthy	永吉 1 丁目 3 8 番地 2	65-6511	○	○	○
そよかぜ	上町下屋敷 1 7 番地 1 0	56-8335	○	○	○

## ■保育所等訪問支援

訪問支援員が保育園、幼稚園、小学校などに訪問し、障害のある児童が集団生活に適應することができるよう、保護者や保育園等の職員と協力し連携を図りながら、心身の状況や施設の環境等に応じた支援を行う療育サービスです。

**対象者** 通所受給者証をお持ちの方で、保育園、幼稚園、小学校などに在籍している児童

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象児		
			身 体	知 的	精 神
児童発達支援センター 西尾市立白ばら園	室町中屋敷 9 5 番地	52-1653	○	○	○
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町 4 丁目 28 番地 1	57-2471		○	○
hug+U (はぐゆう)	徳次町新田 135 番地 1	56-6636	○	○	○
hug+Uすまいる	山下町東八幡山 5 1 番地 1	77-6069	○	○	○

## ■放課後等デイサービス

就学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

**対象者** 通所受給者証をお持ちの方で、学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象児		
			身 体	知 的	精 神
ほっと	菱池町平池 71 番地 1	65-6633		○	○
ファーストステップ駒場	駒場町屋敷 172 番地 2	52-5450	○	○	○
ファーストステップ楠村	楠村町孤島 2 1 番地 2	65-6350	○	○	○
たいよう	会生町 61 番地 1	54-1600		○	○
デイジー	一色町味浜提東 29 番地 2	75-1153		○	○
レイジング・C	一色町開正北江 18 番地	72-2494	○	○	○
hug+U（はぐゆう）	徳次町新田 135 番地 1	56-6636	○	○	○
hug+Uすまいる	山下町東八幡山 5 1 番地 1	77-6069	○	○	○
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町 4 丁目 28 番地 1	57-2471		○	○
ココトモ西尾寄住校	寄住町若宮 23 番地	65-0885		○	○
ココトモビレッジ桜校	川口町平池 1 5 番地 1 1F	56-8600		○	○
ココトモ西尾住崎校	住崎町出崎 1 7 番地 1	65-6151		○	○
ココトモステップ西尾徳次校	徳次町小藪 4 5 番地 2-1	65-8130		○	○
ココトモビレッジ楓校	川口町平池 1 5 番地 1 2F	57-7105		○	○
わらび	熊味町南十五夜 88 番地 3	75-1402	○	○	○
わらび高砂	高砂町 1 番地	75-1879	○	○	○
わらび鎌谷	鎌谷町榎島 1 3 3 番地	57-2003	○	○	○
ワンライフ NISHIO	熊味町中泡原 47 番地 3 ロウタスプラザ 2 階	75-5111	○	○	○
Bellthy	永吉 1 丁目 3 8 番地 2	65-6511	○	○	○
ゴットオフライフ西尾本校	山下町泡原 4 2 番地 1	65-8587		○	○
ゴットオフライフ西尾桜木校	桜木町 3 丁目 20	65-0290		○	○

その他のサービス ※詳しい内容に関しては各ページをご覧ください。

- 日中一時支援（P.10）
- 短期入所（P.13）
- 居宅介護（P.14）
- 移動支援（P.15）

# 通所して利用するサービス

## ■就労移行支援

原則 2 年の期限付きで施設へ通い、仕事をするためのスキルアップの支援を行います。また、施設へ通う中で、社会的なマナーや常識など仕事をする上で必要な能力を身につける支援を行います。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、企業などへの就労を希望する方

※65歳以上の方については、65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳に達する前日に就労移行支援の支給決定を受けていた方に限ります。

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
Link (リンク)	丁田町落 33 番地 7	65-3790		○	○
パレット西尾	住崎町北畑 29 番地 1 M1CRUISE 住崎 2B	55-3315	○	○	○
就活センターえん	矢曽根町赤地 62 番地 1	54-5237	○	○	○
ハートビレッジ西尾	戸ヶ崎四丁目 10 番地 3	65-3301	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

## ■就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方

※65歳以上の方については、65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳に達する前日に就労継続支援 A 型の支給決定を受けていた方に限ります。

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
MIRAI Z (ミライズ)	川口町宮前 28 番地	68-3471	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

## ■就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で

- ① 企業等での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等での雇用に結びつかなかった人
- ③ ①②に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業、就労継続支援A型の利用が困難と判断された人

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
ながなわ	長縄町西落 42・43 番地	79-5963		○	
ながなわ分場 (ながなわの従たる事業所)	吉良町友国前深 33 番地 1	35-4878		○	
Link	丁田町落 33 番地 7	65-3790		○	
きら (Link の従たる事業所)	吉良町友国和田 11 番地 3	35-3113 35-2620 (なごみ)		○	
就活センターえん	矢曽根町赤地 62 番地 1	54-5237			○
友国作業所	吉良町友国新田 4 番地 2	35-1891		○	
友国作業所鳥羽分場 (友国作業所の従たる事業所)	鳥羽町古新田 16 番地 37	62-4162		○	
ゆい	丁田町五助 25 番地 3 パールビル 1F C 号	65-3363	○	○	○
FA ワークス米津事業所	米津町宮浦 11 番地 6	77-0253		○	○
FA ワークス葵事業所 (FA ワークス米津事業所の従たる事業所)	葵町 3 2 番地 2	56-2735		○	○
MA サポート	菅原町 2 0 4 番地	77-4421	○	○	○
さんわーく	志籠谷町山畔 26 番地 9 ハッピーコート 1 階北側	57-7888	○	○	○
いろは	永吉四丁目 7	65-5455	○	○	○
ピース	熊味町南十五夜 72 番地 1 二チユ-3 棟 1 階	79-5753	○	○	○
ハートビレッジ西尾	戸ヶ崎四丁目 10 番地 3	65-3301	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。



## ■就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した人に、就労の定着を図るため、就労後の各般の問題に関する相談、指導及び助言等を行います。

**対 象 者** 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、就労移行支援等の利用後に一般就労しており、就労期間が6月を経過している方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
Link（リンク）	丁田町落 33 番地 7	65-3790		○	○
パレット西尾	住崎町北畑 29 番地 1 M1CRUISE 住崎 2B	55-3315	○	○	○

## ■日中一時支援

日中において支援する者がいないなど、一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）の日中における活動の場を確保し、日常的に支援をしている家族等の一時的な休息を図ることを目的としています。

**対 象 者** 地域生活支援事業受給者証をお持ちの方で、日中において支援する者がいないため、一時的に見守り支援を必要とする方（未就学児を除く）

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者			
			身 体	知 的	精 神	障 害 児
ピカリコ	平口町大溝75番地	53-1212	○			○
里山の家	家武町深篠 115 番地 1	52-2600		○		○
障害児者支援センターほっと	菱池町平池 7 1 番地 1	65-6633				○
あげはちょう西尾	新村町土井野 453 番地	52-3021	○	○		○
エディサービス	一色町一色伊那跨 8 番地	72-1385	○	○		○
らいむはうす	緑町 4 丁目 30 番地 2 フカヤビル 1F	65-3548	○	○		○
おひさま	吉良町荻原理畑 93 番地	35-3900		○		

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

## ■生活介護

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供の他、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちで障害支援区分 3 以上、または 50 歳以上で障害支援区分 2 以上の支援が必要な方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
ピカリコ	平口町大溝 75 番地	53-1212	○		
ぴかっと	平口町奥川 84 番地 2	54-8887	○		
にしお	家武町深篠 96 番地	52-2565		○	
にしおⅡ (にしおの従たる事業所)	家武町深篠 105 番地	52-2565		○	
きんじょう (にしおの従たる事業所)	錦城町 254 番地 2	77-7907		○	
いっしき	一色町池田埋田 1 7 番地	72-1201		○	
ののみや	野々宮町下宮東 11 番地 6	77-2272		○	
ののみやⅡ (ののみやの従たる事業所)	野々宮町下宮東 11 番地 4	77-8609		○	
障害者支援施設里山の家	家武町深篠 115 番地 1	52-2600		○	
友国作業所	吉良町友国新田 4 番地 2	35-1891		○	
生活介護事業所おひさま	吉良町荻原埋畑 93 番地	35-3900		○	
生活介護事業所 エディサービス	一色町前野東浦 6 7 番地	77-8667		○	
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 デイサービスセンター	花ノ木町 2 丁目 1 番地	56-5903	○		
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 寺津デイサービスセンター	寺津町天王山 2 7 番地	58-1030	○		
生活介護事業所 ふわふわ西尾	道光寺一丁目 2 番地 1 2	65-0228	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

## 宿泊を伴うサービス

### ■ 共同生活援助（グループホーム）

障害者の方に主に夜間において共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

**対 象 者** 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、日常生活について支援が必要な方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
ホーム熊味	熊味町大道北 18 番地	77-6381 (代) 54-3295		○	
ホームサン永吉	永吉四丁目 19 番地	77-6381 (代) 54-2250		○	
ホーム永吉	永吉町 6 4 1 番地 6	77-6381 (代) 77-7515		○	
ホーム野々宮南	野々宮町下宮東 11 番地 5	77-6381 (代) 77-5556		○	
ホーム野々宮西	野々宮町下宮東 11 番地 7	77-6381 (代) 56-2414		○	
ホーム味浜	一色町味浜東乾地 34 番地 7	77-6381 (代) 72-0404		○	
ホーム味浜東	一色町味浜堤西 26 番地 1	77-6381 (代) 72-7963		○	
ホーム乙川	吉良町乙川北辰新 23 番地 24	77-6381 (代) 32-3166		○	
ホーム乙川東	吉良町乙川北辰新 23 番地 1	77-6381 (代) 32-0680		○	
ホーム友国	吉良町友国前深 33 番地 1	77-6381 (代) 35-4535		○	
ホーム友国南	吉良町友国前深 33 番地 2	77-6381 (代) 77-0058		○	
ホーム家武	家武町深篠 103 番地	77-6381 (代) 52-2558		○	
富好の家	吉良町富好新田井戸後 20 番地 1	32-0332		○	
寺嶋の家	吉良町寺嶋御手洗 31 番地 3	35-0505		○	
せせらぎ錦城	錦城町 2 5 4 番地 1 8	77-5742	○	○	○
せせらぎ花ノ木	花ノ木町 4 丁目 3 6	56-1081	○	○	○
グループホーム平坂	楠村町北巴 17 番地 1	65-2780	○	○	○
グループホームじらいや	鵜ヶ池町天神前 5 4 番地	77-5594	○	○	○

グループホームあさひ	米津町北浦32番2	75-3457	○	○	○
グループホームぴかっ家	横手町古泓72番地	54-8887	○		
グループホームふわふわ西尾	桜町1丁目20番地	54-5282	○	○	○
ゆいりすホーム	丁田町上ノ切61番地	77-7001		○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

※電話番号に（代）の表記があるホームは、（代）の代表電話にお問い合わせください。

## ■施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、障害支援区分が4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝75番地	53-1212	○		
障害者支援施設里山の家	家武町深篠115番地1	52-2600		○	

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

## ■短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に施設での宿泊と入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、障害支援区分が1以上の方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者			
			身 体	知 的	精 神	障 害
愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷120番地	56-7350	○	○		
障害者支援施設里山の家	家武町深篠115番地1	52-2600		○		○
障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝75番地	53-1212	○			○
エディサービス	一色町前野東浦67番地	72-1385		○		○
みんなの家ふわふわ西尾	道光寺一丁目2番地12	57-2350	○	○	○	○
ともくにホーム	吉良町寺嶋御手洗31番地3	35-0505		○		

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

# 自宅へ訪問を行うサービス

## ■居宅介護

ヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

### 対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちで障害支援区分が 1 以上の支援が必要な方

名 称	所 在 地	電 話	対象者					同 行 援 護
			身 体	知 的	精 神	障 害 児	難 病 等	
特定非営利活動法人 大樹の会 訪問介護事業所	矢曽根町下前田3番地1	53-9597	○	○	○	○		○
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	花ノ木町2丁目1番地	56-1151	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーション いこいの里	丁田町杵左51番地1	57-1242	○	○		○	△	
ヘルパーステーションいずみ	和泉町22番地	57-8085	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーションすまいる	永吉三丁目110番地	54-2588	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーションれもん	住崎四丁目32番地	53-8557	○	○	○	○		
ヘルパーステーション西尾	寄住町洲田21番地2	57-1616	○	○	○	○		
高須ヘルパーステーション	一色町赤羽上郷中113番地1	72-0531	○	○	○	○	○	○
西尾市社協 居宅介護事業所きら	吉良町吉田大切間17番地3	32-3543	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーション Kakehashi	羽塚町北側45番地1	65-0507	○	△	△	○		
訪問介護本舗けんと	吉良町富好新田下川並7番地	32-2808	○	○	○	○	△	

△ 要相談

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

※同行援護は、視力障害により移動に著しい困難のある方を対象に、外出時の支援をするものです。

## ■移動支援

一人での移動が困難な障害者（児）に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的としています。

### 対 象 者

地域生活支援事業受給者証をお持ちの方で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援が必要な方（未就学児を除く）

### 対象となる支援

- ① 買い物支援（本人同行に限る）：コンビニ・スーパーなど
  - ② 地域主催の催し物への参加：町内会行事や子ども会への参加など
  - ③ 交友関係を深めるもの：病院へのお見舞い、同窓会など
  - ④ 自己啓発や教養を高めるもの：各種講演会、講座等
  - ⑤ 体力増強や健康維持・増進を図るもの：ジム・ヨガ・銭湯等
  - ⑥ 生活の内容・質の充実を高めるもの：映画鑑賞・コンサート等
- ※定期的または長期にわたる場合は除く

名 称	所 在 地	電 話	対象者			
			身 体	知 的	精 神	障 害 児
大樹の会 訪問介護事業所	矢曾根町下前田 3 番地 1	53-9597	○	○	○	○
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	花ノ木町 2 丁目 1 番地	56-1151	○	○	○	○
ヘルパーステーションいずみ	和泉町 22 番地	57-8085	○	○	○	○
ヘルパーステーションすまいる	永吉三丁目 110 番地	54-2588	○	○	○	○
ヘルパーステーション西尾	寄住町洲田 21 番地 2	57-1616	○	○	○	○
高須ヘルパーステーション	一色町赤羽上郷中 113 番地 1	72-0531	○	○	○	○
西尾市社協居宅介護事業所きら	吉良町吉田大切間 17 番地 3	32-3543	○	○	○	○
ヘルパーステーションいこいの里	丁田町左左 51 番地 1	57-3202	○	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。